間仕切壁を準耐火構造としないこと等に関して防火上支障がない部分を定める件

建築基準法施行令第百十二条第二項及び第百十四条第一項に規定する防火上支障がない部分は、居室の床面積が百平方メートル以下の階又は居室の床面積百平方メートル以内ごとに準耐火構造の壁若しくは建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されている部分（これらの階又は部分の各居室（以下「各居室」という。）に消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の六第二号に規定する住宅用防災報知設備若しくは同令第七条第三項第一号に規定する自動火災報知設備又は住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）第二条第四号の三に規定する連動型住宅用防災警報器（いずれも火災の発生を煙により感知するものに限る。）を設けたものに限る。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　各居室から直接屋外への出口等（屋外への出口若しくは避難上有効なバルコニーで、道若しくは道に通ずる幅員五十センチメートル以上の通路その他の空地に面する部分又は準耐火構造の壁若しくは建築基準法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されている他の部分をいう。以下同じ。）へ避難することができること。

二　各居室の出口（各居室から屋外への出口等に通ずる主たる廊下その他の通路（以下「通路」という。）に通ずる出口に限る。）から屋外への出口等の一に至る歩行距離が八メートル（各居室及び通路の壁（各居室の壁にあっては、床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを難燃材料でした場合又は建築基準法施行令第百二十九条第一項第一号ロに掲げる仕上げとした場合は、十六メートル）以下であって、各居室と通路とが間仕切壁及び戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除き、常時閉鎖した状態にあるか、又は火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖するものに限る。）で区画されていること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八百六十一号

建築基準法（昭和二十五年政令第二百一号）第二条第七号の規定に基づき、耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十二日　　国土交通大臣　太田　昭宏

第一第二号中「イからホまで」を「イからくまで」に改め、同号ホの次に次のように加える。

く　間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(1)又は(2)のいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの

(1)　強化せっこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を九十五パーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ある石の含有率を一・五パーセント以上としたものに限る。以下同じ。）を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上のもの

(2)　強化せっこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が三十六ミリメートル以上のものの上に厚さが八ミリメートル以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板を張ったもの

第一第五号中「に定めるもの」を「のイからハまでのいずれかに該当する構造とすること」に改め、同号ロ中「に定める」を「イからホまでのいずれかに該当する」に改め、同ロの次に次のように加える。

ハ　間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ第二号くに掲げる防火被覆が設けられた構造（屋外側にあっては、当該防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張ったもの又はモルタル若しくはしっくいを塗ったものに限る。）とすること。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２号

島根県隠岐郡隠岐の島町東郷宮尾14番地１
債務者　有限会社梶谷旅館
代表者代表取締役　梶谷　弥
１　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鳥居　竜一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月30日午前11時
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２６年（フ）第１１１８号

福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2763番地
債務者　株式会社ビーナイン
代表者代表取締役　松木　尚史
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小坂　昌司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午後２時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１１９号

福岡市南区皿山４丁目15番14号
債務者　株式会社マツキ
代表者代表取締役　松木　尚史
１　決定年月日時　平成26年８月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小坂　昌司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午後２時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４６０号

大阪府東大阪市岸田堂西１丁目４番12号
債務者　有限会社三益
代表者代表取締役　権田　博
１　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西村　憲太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０９４号

福岡市西区小戸２丁目12番43号
債務者　株式会社ネット情報サービス（旧商号　株式会社ホテルマリノアリゾート）
代表者代表取締役　柳　信幸
１　決定年月日時　平成26年８月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　至
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午後２時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１１５号

福岡市中央区警固１丁目15番34―205号
債務者　株式会社パウハウス福岡
代表者代表取締役　高木　祐子
１　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三ツ角直正
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３０５４号

最後の住所大阪府豊能郡能勢町森上45番地の20
債務者　被相続人亡今中建築設計事務所こと今中時夫相続財産
１　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙尾慎一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部